

ごかしきん  
御下賜金記念産業教育功労者表彰規程

公益財団法人産業教育振興中央会

産業教育功労者の表彰を受けられる資格は、次のいずれかに該当する者とする。

- 1 産業教育に関する学校に在職中(在職経験のある場合を含む。)の教職員のうち、産業教育に顕著な功労があり、退職時に、毎年度末現在で規定勤続年数満30年以上かつ年齢満60歳以上である者。

産業教育に関する学校とは、国・公・私立の専門高校(専門学科を置く高等学校を含む)等とし、勤続年数の算定は、産業教育に関する専門学科の教職経歴は、勤続年数の10分の10、普通科のみを置く高等学校の教職経歴または産業教育に直接関係のない一般行政の事務経歴は、勤続年数の10分の5とする。

なお、勤続年数が10分の5の場合、月数に端数が出るときは、月の15日以上は繰り上げ、15日未満は切り捨てるものとする。

- 2 「1」に該当する者以外の者で、産業教育の振興に特に顕著な功労のある者。